

答申個第91号

令和元年6月6日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年1月11日付け子幼第456号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

児童台帳等の個人情報開示決定事案（諮問個第229号）

1 審査会の結論

処分庁が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成30年11月15日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「幼保総合支援室が保有する私の記録」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、以下の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成30年11月30日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

（本件公文書の件名）

- 子ども・子育て支援制度システム内の次の帳票（いずれも平成30年11月15日時点）
- ・児童台帳（ただし、請求人以外の情報を除く）
- ・契約情報（ただし、請求人以外の情報を除く）
- ・個人宛名情報
- ・住民税情報（平成26年度から平成30年度まで5年度分）

(3) 審査請求人は、平成30年12月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、相談記録文書の開示を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「相談記録文書の開示を求める」というものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 子ども・子育て支援制度システムについて

幼保総合支援室では、子ども・子育て支援法に基づく幼児教育・保育施設の利用に係る支給認定、利用調整及び保育料徴収等の事務を支援するため、子ども・子育て支援制度システムを構築し、運用している。

本システムにおいては、利用児童の世帯に係る構成員の氏名、居住地、住民税課税額及び

幼児教育・保育施設の利用状況等、施設の利用に当たって必要な情報を保有し、オンラインで各区・支所の子どもはぐくみ室と共有している。

(2) 本件審査請求について

ア 審査請求人は、本件請求において「幼保総合支援室が保有する私の記録」を求めている。

イ 当庁は、4(1)の子ども・子育て支援制度システムにおいて審査請求人の情報を保有しているため、本件請求に係る公文書として、上記2(2)に記載した公文書を特定したうえで、全部開示した。

ウ しかし、審査請求人は、審査請求において、全部開示公文書のほかに、幼保総合支援室において審査請求人との相談記録文書、具体的には「私との電話応対での記録」及び「右京区はぐくみ室から提供された書類」（以下「本件審査請求文書」という。）を作成、保有していると主張し、当該文書の開示を求めている。

エ 幼保総合支援室は、京都市内の私立保育所に係る認可等の事務等を所管している。所管事務において、保育所の運営に係る利用者からの相談等（以下「利用者相談等」という。）を受け、保育所に対して運営指導等の対応を行うことがある。

オ 審査請求人は、平成30年度に、当庁に対して審査請求人の子どもが通園する保育所の運営についての利用者相談等を行っており、こうした経過と個人情報開示請求書の記載内容と合わせれば、「私との電話応対での記録」とは、審査請求人が電話により行った利用者相談等について幼保総合支援室が作成した文書であると解される。

また、「右京区はぐくみ室から提供された書類」とは、審査請求人による利用者相談等に関連して、幼保総合支援室が右京区子どもはぐくみ室から取得した文書であると解される。

以下、審査請求人が審査請求において求めている上記の文書について、幼保総合支援室が保有していない理由を述べる。

(3) 本件審査請求文書が存在しないことについて

ア 「私との電話応対での記録」について

幼保総合支援室においては、電話等により利用者相談等を日常的に受け付けて対応しており、通常、継続して対応が必要となる要望等があった時に記録することはあるが、その場で用件が終了した場合については、特に記録を行うことはない。

幼保総合支援室においては、審査請求人からの電話により、審査請求人の子どもが通園する保育所の運営に係る相談を担当職員が受けたことがあるが、当該電話での回答により用件が終了したため、相談記録に係る文書は作成しておらず、「私との電話応対での記録」に該当する文書は存在しない。

イ 「右京区はぐくみ室から提供された書類」について

審査請求人からの相談に対応していた右京区子どもはぐくみ室から、相談対応に係る方針の検討を目的として幼保総合支援室に保育所の運営基準について問合せがあった際に、補足説明資料として、右京区子どもはぐくみ室において作成した審査請求人に係る相談記録の写しの提供を受けた。

幼保総合支援室においては、担当職員が当該相談記録の内容を確認したうえで、右京区子どもはぐくみ室に回答を行った。その後、継続して対応する必要性が認められなかったことから、保存期間が1年未満である当該文書は完結し、幼保総合支援室としては保存の必要がないと判断し、廃棄したため、「右京区はぐくみ室から提供された文書」に該当する文書は存在しない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 私の電話対応での記録が作成されているはずである。
- (2) 右京区はぐくみ室から提供された文書書類等があるはずである。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件審査請求について

ア 審査請求人は、個人情報開示請求書において、本件請求で求める公文書を「幼保総合支援室が保有する私の記録」と記載しているところ、処分庁は、これを踏まえて対象公文書として、本件請求時点（平成30年11月15日）の子ども・子育て支援制度システム内の請求人に係る次の文書を特定したうえ、その全てを開示している。

- (イ) 児童台帳
- (ロ) 契約情報
- (ハ) 個人宛名情報
- (ニ) 平成26年度から平成30年度までの住民税情報

イ これに対して、審査請求人は、本件審査請求において、上記5のとおり、本件公文書のほかに、「私の電話対応での記録」（以下「電話対応記録」という。）及び「右京区はぐくみ室から提供された文書書類等」（以下「区提供文書」という。）が存在するはずであ

ると主張するので、当審査会はこの点について検討する。

(2) 電話対応記録について

ア 処分庁では、電話等により利用者相談等を日常的に受け付けて対応しており、実際に、審査請求人から電話による相談を受けたことがある職員がいるとのことである。このことを踏まえれば、審査請求人が求めている電話対応記録とは、審査請求人が処分庁に対して利用者相談等を行った際に、処分庁が作成した当該記録であると認められる。

イ 処分庁は、電話対応記録を本件公文書として特定しなかった理由について、そもそも作成していない旨を述べており、具体的には次のとおり主張している。

電話等による利用者相談等について、通常、継続して対応が必要となる要望等があった時に記録することはあるが、その場で用件が終了した場合については、特に記録を行うことはない。

幼保総合支援室においては、審査請求人からの電話により、審査請求人の子どもが通園する保育所の運営に係る相談を担当職員が受けたことがあるが、当該電話での回答により用件が終了したため、相談記録に係る文書は作成しておらず、「私との電話対応での記録」に該当する文書は存在しない。

ウ 当審査会が事務局をして、当該電話相談の頻度や内容を処分庁に確認させたところ、平成30年の春から夏にかけて少なくとも3回、保育所の行事等に関する相談があり、その内容もそれぞれ異なる内容であったことを担当職員が記憶していたとのことであった。

エ ところで、京都市公文書管理規則第6条第1項では、公文書の作成について「意思決定に当たっては、公文書を作成するものとする。ただし、処理に係る事案が特に軽易なものにあつては、この限りでない。」と規定している。

なお、ここでいう「意思決定」には、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程も含まれていると解される。また、「事案が特に軽易なもの」とは、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ、事案が歴史的価値を有さない場合などが想定される。

オ 本件審査請求についてみると、審査請求人の子どもが通園する保育所の運営に係る相談であつて、処分庁がその相談に対して回答したものであつたことからすれば、審査請求人の相談への対応が完了すれば、事後に確認が必要とされるものでもなく、また、文書を作成しなくとも職務上支障が生じることもないと考えられることから、必ずしも公文書として作成しなければならないとはいえない。

カ そのほか、審査請求人からは、処分庁が電話対応記録を保有しているとの自身の主張を

裏付ける具体的な証拠等は提示されていない。

キ これらのことからすれば、処分庁が電話対応記録を保有しておらず、本件請求に対する対象文書に含めていないとしても、特段不合理な点は認められない。

(3) 区提供文書について

ア 区提供文書とは、審査請求人の主張から、幼保総合支援室が右京区子どもはぐくみ室から取得した文書であると認められる。

イ 処分庁は、区提供文書を本件公文書として特定しなかった理由について、既に廃棄したため保有していない旨を述べており、具体的には次のとおりである。

審査請求人からの相談に対応していた右京区子どもはぐくみ室から、相談対応に係る方針の検討を目的として幼保総合支援室に保育所の運営基準について問合せがあった際に、補足説明資料として、右京区子どもはぐくみ室において作成した審査請求人に係る相談記録の写しの提供を受けた。

幼保総合支援室においては、担当職員が当該相談記録の内容を確認したうえで、右京区子どもはぐくみ室に回答を行った。その後、継続して対応する必要性が認められなかったことから、保存期間が1年未満である当該文書は完結し、幼保総合支援室としては保存の必要がないと判断し、廃棄したため、「右京区はぐくみ室から提供された文書」に該当する文書は存在しない。

ウ 京都市公文書管理規則第9条関係の別表において、保存期間が1年未満である文書について、以下のいずれかに該当する文書であると定められている。

- (7) 会議等において受領した資料で軽易なもの
- (8) 本市の行政機関から発信された通知で軽易なもの
- (9) 前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの

エ 当審査会が事務局をして処分庁に確認させたところ、平成30年5月頃に区提供文書の提出を受けて以降、この件に関して右京区子どもはぐくみ室から問合せを受けたことはないとのことであり、単発の問合せであったことがうかがえる。問合せに対する回答が完了し、その後、継続的にこの件に関して問合せがない以上、処分庁にとって区提供文書は既に不要なものであることが認められる。また、回答の完了以降も保存し、継続的に確認を要するべき性質の文書とも言えないと思料する。

なお、処分庁は、右京区子どもはぐくみ室に対して回答するに当たり、特に決定行為は行っていないかったとのことであった。

オ 以上のことからすると、区提供文書については、京都市公文書管理規則上、「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」に該当し、その保存期間は、1年未満であると認められる。

カ また、京都市における公文書の取扱いに関し必要な事項を定める京都市公文書取扱規程を確認すると、同規程第50条第2項において、「保存期間が1年未満の公文書について、当該公文書が完結した後保存の必要がないと認めるときは、随時廃棄することができる。」と定められており、処分庁が本件請求がなされる前に区提供文書を廃棄していたとしても、上記イ及びエのとおり既に問合せに対する回答が完了している状況にあることからすれば、特に不自然であるとは認められない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成31年 1月11日 諮問
2月 8日 諮問庁からの弁明書の提出
4月25日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第1回会議）
令和 元年 6月 6日 審議（令和元年度第2回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 佐伯 彰洋）